る改正前の建築士法（以下「改正前の建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年12月６日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　清水　肇　一級建築士　第199051号
3　処分の内容　平成26年４月１日から業務停止５月
4　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（１物件（建築確認(変更)：平成23年10月））について、構造設計者として、不適切な設計（本件建築物の構造計算書の数値を切り貼りにより改ざんし、建築確認審査において安全性を確認できない設計）を行った。

また、上記建築物及び同県内の別の建築物（建築確認：平成19年５月）について、一級建築士として、建築士法第23条の10第１項又は改正前の建築士法第23条の９第１項の規定に違反して、建築士事務所の登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計を業として行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年12月６日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　吉田　城太　一級建築士　第269824号
3　処分の内容　平成26年４月１日から業務停止５月
4　処分の原因となった事実　新潟県内の建築物（10物件）について、城設計（新潟県知事登録(イ)第4389号）（以下「建築士事務所」）という。）の開設者として、建築士事務所の登録期間が平成23年６月24日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第３項の規定に違反し、更新登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て、上記10物件のうち１物件（建築確認：平成23年５月）について工事監理を、上記10物件のうち９物件（建築確認：平成23年７月（３物件）、同年８月、同年12月、平成24年２月、同年３月、同年４月、同年８月）について設計及び工事監理を業として行った。

また、建築士事務所の開設者として、建築士法第23条の６の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を新潟県知事に提出しなかった。

また、建築士事務所の開設者として、建築士法第24条の５の規定に違反して、同項により定められた標識を公衆の見やすい場所に掲示しなかった。

また、建築士事務所の開設者として、建築士法第24条の６の規定に違反して、同項により定められた事項を記載した書類を建築士事務所に備え置くことを怠った。

さらに、一級建築士として、上記10物件について建築士法第24条の４第１項の規定により定められたものを記載した帳簿を備え付けることを怠った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年12月６日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　鈴木　道郎　一級建築士　第44256号
3　処分の内容　平成26年４月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件(建築確認：平成22年12月)）について、宮澤一級建築士事務所（神奈川県知事登録第13372号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の規定に違反する設計（寄宿舎の居室には採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積はその居室の床面積に対して１／７以上としなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）、建築基準法第40条の規定による東京都建築安全条例第10条の規定に違反する設計（本件建築物は東京都建築安全条例第９条の規定による特殊建築物であることから、路地状部分のみによって道路に接する敷地に建築してはならないにもかかわらず、これに適合しない設計）、及び建築基準法第40条の規定による東京都建築安全条例第19条第１項第２号の規定に違反する設計（本件建築物は床面積の合計が100㎡以下の寄宿舎であることから、寝室には幅員1.5ｍ以上の窓先空地に直接面する窓を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年12月６日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小林　達功　一級建築士　第128990号
3　処分の内容　平成26年４月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　大阪府内の建築物（１物件(建築確認：平成24年５月)）について、一級建築士事務所株式会社綜企画設計大阪支店（大阪府知事登録(ホ)第14090号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第121条第１項の規定に違反する設計（建築物の避難階以外の階で、かつ、６階以上の階でその階に居室を有するものは、その階から避難階又は地上に通ずる２以上の直通階段を設けなければならないにもかかわらず、本件建築物の６階において１の直通階段しか設けない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年12月６日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松浦　健治　一級建築士　第238304号
3　処分の内容　平成26年４月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（１物件(建築確認：平成23年10月)）について、株式会社ケーティアイ建設工業一級建築士事務所（大阪府知事登録(ロ)第19534号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第９項の規定に違反する設計（階段の部分について、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画しなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年12月６日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小宮山直樹　一級建築士　第252086号
3　処分の内容　平成26年４月１日から業務停止１月
4　処分の原因となった事実　長野県内の建築計画について、一級建築士として、建築士法第23条の10第１項の規定に違反して、建築士事務所の登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計を業として行った。

建築基準適合判定資格者の消除の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第１項の規定に基づき、建築基準適合判定資格者の登録を消除したので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 14 日

北海道開発局長　澤田　和宏

1　処分をした年月日　平成25年12月16日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　豊田　法雄　第1177号
3　処分の内容　登録の消除
4　処分の原因となった事実　建築基準法第77条の59第三号及び第七号に該当するに至ったが、同法第77条の61の規定による届出がない。